

2022年9月20日
株式会社 東京海上あんしんエージェンシー

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」による
入院給付金等のお支払い対象について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における自宅療養等による入院（いわゆるみなし入院）について、弊社取扱いの全保険会社より2022年9月26日（月）以降のお支払い対象を以下のとおり変更する旨連絡がございました。

【みなし入院による入院給付金のお支払い対象】

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方を「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象といたします。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

※契約日に関わらず同様の取り扱いとなります。

※2022年9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。

（ご参考：みなし入院お支払対象について）

ケース		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○お支払対象	○お支払対象
宿泊療養・自宅療養 された場合	重症化リスクの高い方	○お支払対象	○お支払対象
	上記以外の方	○お支払対象	×お支払対象外

【給付金のご請求について】

弊社でご契約いただいている給付金のご請求方法等につきましては、弊社ライフコンサルタントもしくは各保険会社HPに記載されている窓口へお問い合わせください。

※各保険会社HPは以下リンク先にてご確認ください。

[リンク：TAAのHP契約者様へのページに遷移する。](#)

以上